

令和 6 年度コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則（平成 19 年 10 月 26 日施行、平成 31 年 4 月 1 日改正）第 7 条に基づき、コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を次のとおり定める。

…コンプライアンス教育…啓発活動

対象者	第 1 四半期（4－6 月）	第 2 四半期（7-9 月）	第 3 四半期（10-12 月）	第 4 四半期（1-3 月）
全構成員	e-ラーニングの受講（令和元年度を基準に 5 年ごとに 1 回、新任者は着任後半年以内実施：随時）			
	研究費の使途について			公的研究費内部監査結果報告
役員向け （大学運営協議会）	大学運営協議会 ・基本方針、不正防止計画の策定、改定を審議・実施報告、情報共有 ・監事監査、内部監査結果に基づく意見交換 ほか			
	研究費不正防止全般（随時）			
研究者向け		科研費説明会 ・公募に関する説明 ・研究費不正防止に係る基本的事項		
	教授会（随時） ・不正防止の取組全般 ・相談窓口、通報窓口 ・不正事例 ・各種ルール ・監査状況 ・理事会等における議論等内容確認			
事務職員向け	（随時） ・不正防止の取組全般 ・相談窓口、通報窓口 ・不正事例 ・各種ルール ・監査状況 ・理事会等における議論等内容確認			
謝金・旅費等の支給を受ける学生等向け	啓発資料の配布 ・謝金や旅費に関する事項：随時			

※対象者は、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員

…責任体制会議

対象者	第 1 四半期（4－6 月）	第 2 四半期（7-9 月）	第 3 四半期（10-12 月）	第 4 四半期（1-3 月）
責任体制の構成員 （統括管理責任者・コンプライアンス教育推進責任者）	・基本方針の見直し等 ・不正防止計画の見直し、実施報告 ・各種教育、啓発活動の実施 ほか			

…三様監査の連携

対象者	第 1 四半期（4－6 月）	第 2 四半期（7-9 月）	第 3 四半期（10-12 月）	第 4 四半期（1-3 月）
研究者・事務局		内部監査・リスクアプローチ監査		
内部監査委員会・研究者				内部監査・リスクアプローチ監査報告 ・不正防止計画の策定に係る評価 ・不正防止計画の実施後の評価 ・現状課題の共有と評価
内部監査委員会・会計監査人	三様監査の意見交換（年 1 回程度） ・不正防止計画の策定に係る評価 ・不正防止計画の実施後の評価 ・現状課題の共有と評価			